

## 城陽市広報紙広告掲載取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、城陽市（以下「市」という。）が発行する広報じょうよう（以下「広報」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の種類及び範囲)

第2条 広報に掲載することができる広告は、市民生活の利便性の向上に寄与するものであって、その範囲は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
  - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
  - (4) 政治性又は宗教性のあるもの
  - (5) 社会問題についての主義主張
  - (6) 個人の名刺広告
  - (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
  - (8) 市の施策に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - (9) その他広報に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、城陽市税の滞納があるものの広告は、掲載しないものとする。
- 3 広報に掲載できる広告に関する基準は、別途定める。

### (広告の優先順位)

第3条 掲載する広告の順序は、次のとおりとする。

- (1) 市内に事業所等を有する私企業及び自営業
- (2) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及びこれに類するもの
- (3) 第1号に該当しない私企業及び自営業
- (4) その他市長が広報に掲載する広告として適当と認めるもの

### (広告の規格等)

第4条 広告の寸法及び掲載位置は、次のとおりとする。

- (1) 広告の寸法は、1枠縦72ミリメートル横47ミリメートル、2枠縦72ミリメートル横97ミリメートル、3枠縦72ミリメートル横147ミリメートルとする。
- (2) 広告の掲載位置は、広報の発行号ごとに9段組みの下2段とする。

### (広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載は、掲載した号から当該年度内に発行する号の範囲内とする。

(広告の掲載料)

第6条 広告の掲載料は、1枠1回10,000円、2枠1回20,000円、3枠1回30,000円とする。

(広告掲載の募集)

第7条 広告の掲載募集は、広報及び市ホームページ等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、城陽市広報紙広告掲載申込書(様式第1号)又は市が指定するインターネット上の広告掲載申込フォームに掲載しようとする広告原稿を添えて、市長に申し込むものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載決定等)

第9条 市長は、前条の申し込みを受けたときは、審査のうえ広告の掲載の可否を決定し、城陽市広報紙広告掲載決定通知書(様式第2号)により申込者に通知しなければならない。

2 市長は、広告掲載可否の決定を行うため、必要な調査を行うことができる。

3 掲載する号・回数については、第3条に規定する優先順位の他、掲載枠・掲載回数の多いものを優先とすることを基本として調整する。また、これらの条件が同一となるものについては抽選とする。

(審査委員会)

第10条 広告掲載について審査を行うため、広報紙等広告審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の委員は、次の者をもって充てる。

(1) 広報担当部長

(2) 広報担当課長等

(3) 商工振興担当課長等

(4) 財政担当課長等

(5) 青少年健全育成担当課長等

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は、広報担当部長をもって充て、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、広報担当課長(別に広報担当主幹が配置されている場合は主幹)をもつ

て充て、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 委員会の庶務は、広報担当課において処理する。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、決定した広告掲載料を市の指定する期日までに、一括して納付しなければならない。

(広告内容の責任)

第12条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告内容の変更)

第13条 市長は、広告の内容が法令等に違反している、若しくはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他なんらかの手續を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき
- (2) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき
- (3) 広告主又は広告の内容が法令等に違反している、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき
- (4) 前3号に規定するもののほか、市長が広告掲載を適切でないと判断したとき

2 前項2号から第4号までの規定により広告掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載の取り下げ)

第15条 広告主は、すでに決定を受けた広告の掲載を取り下げることができない。ただし、やむを得ない理由により、市長が認めた場合はこの限りではない。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により市長に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第16条 すでに収められた広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責によらない理由により広告が掲載できなかったとき、又は前条第1項により掲載の取り下げが認められたときは、その一部又は全部を返還することができる。

(補則)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年6月18日から施行する。

この要領は、平成20年1月25日から施行する。

この要領は、平成21年1月30日から施行する。

この要領は、平成22年1月25日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年2月17日から施行する。

この要領は、平成25年2月1日から施行する。

この要領は、平成25年10月31日から施行する。

この要領は、平成26年1月15日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年2月21日から施行する。